

学校経営のポイント

## “裁判員裁判”の意義と課題

若井 彌一

わが国の刑法では、同法に基づく刑の種類について、「死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料」を主刑としている（9条）。

そして殺人の罪については、「人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する」とだけ、簡略に定めている（199条）。死刑と5年の懲役とでは、大きすぎる開きのようにも感じられるが、同じく殺人罪の適用がある場合であっても、科される刑の程度（量刑）は、このように大きい。

もちろん、さまざまな動機、そこに至る経過等を考慮してのことではあるが、被害者の遺族等にとっては、心情に反した判決が下されることがしばしば起こる。

### 「耳かき店員等殺人事件」東京地裁判決

裁判員裁判制度が平成21年5月21日スタートして1年余が経過したが、去る11月1日に東京地裁で判決があった「耳かき店員等殺人事件」も、裁判員裁判の一例であり、判決の内容に関心が集まっていた。

判決は、被告人（42歳）を死刑ではなく、無期懲役に処するものであった。被害者（「耳かき店」勤務女性 21歳 とその祖母 78歳）の遺族は、強く極刑を望んでいたところであり、裁判員が関わった裁判で、どのような判決が行われるかに関心が集まっていた。

裁判長は、「極刑を望む遺族の思いに深く動かされた」との一面を述べながらも、「極刑がやむを得ないとの結論に至らなかった」との総合的判断を示した（11月2日、『高知新聞』の「裁判員裁判 死刑を回避」による）。

この判決について、被害者の父親は、「判決を聞

いて、悔しくて涙も出ませんでした」とやりきれない心境を語っている（11月2日、『産経新聞』による）。

### 被害者遺族の無念さを縮小する工夫

公判で死刑の求刑が行われたのは、去る10月25日であったから、まだ、遺族の人々の気持ちの整理がついていないこともあるが、ある程度の時間が経過してみても、無念の思いは簡単には変わらないであろう。

一般国民の目線での活躍（役割）が期待されての裁判員諸氏の精神的重圧も相当なものであったことは推察に難くない。

しかし、あえて指摘しておきたいのは、被害者遺族の人々の心情をどのように、どこまで納得させることができるかに、もっと工夫と努力が必要だということである。

「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資すること」という「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の趣旨（1条）はもっともであるが、被害者はむろんのこと、またその遺族にとって最も精神的ダメージの大きい事件の訴訟については、被害者側への配慮が十分に留意されて進められることが必要と思われる。

昭和58年2月の最高裁判決で示された、いわゆる「永山基準」をふまえて今回の審理が進められたというが（前掲『高知新聞』参照）、人権教育の観点から、学校教育関係者は、今回の判決についての理解を深め、機会を見て、活用するようにしたい。

（わかい・やいち = 上越教育大学長）

本紙は<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●最新刊！ 新教育課程下の人材育成は教員評価がポイント！ B5判 204頁 / 定価 2,520円

『「人事考課」で教師・学校のパワーアップ戦略』 高階 玲治【編】

『教員の養成・免許・採用・研修』若井 彌一【編著】 A5判 370頁 定価 3,570円